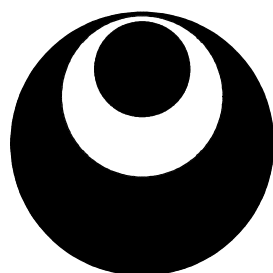


沖 縄 県  
労働委員会年報

令和 2 年 版



沖縄県労働委員会事務局



## は じ め に

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争の迅速かつ円満な解決について援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関です。

賃金や労働時間などの労働条件や組合活動の問題について、労使間（労働組合と使用者との間、又は個々の労働者と使用者との間）で自主的な紛争解決が困難な場合には、労働委員会の制度をお気軽に御利用ください。

- ・公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により、中立・公正な立場で、労使紛争の早期解決にあたります。
- ・秘密は厳守します。
- ・利用は無料です。

### <お問合せ先>

沖縄県労働委員会事務局 調整審査課

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2（沖縄県庁 2階）

TEL 098-866-2551

FAX 098-866-2554

Eメール [aa160008@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa160008@pref.okinawa.lg.jp)

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索



# 第22期沖縄県労働委員会委員

(令和元年12月15日～令和3年12月14日)

## 公 益 委 員



会 長  
藤 田 広美



会長代理  
宮 尾 尚子



井 村 真己



上 江 洲 純子



田 島 啓己

## 労 働 者 委 員



砂 川 安弘



鎌 田 健嗣



宮 里 竜二



棚 原 初美



大 嶺 克志

## 使 用 者 委 員



山 城 勝



上 江 洲 智一



名 嘉 村 裕子



城 間 泰



大 城 恵美



# 目 次

第1章 労働委員会の概要	
第1節 組 織	1
第2章 会 議	
第1節 総 会	5
第2節 公益委員会議	8
第3章 不当労働行為の審査	
第1節 概 況	9
第2節 審査期間の目標及びその達成状況	12
第3節 不当労働行為事件の概要	13
第4節 中央労働委員会再審査事件の概要	16
第4章 労働争議の調整	17
第5章 個別労働関係紛争のあっせん	21
第6章 労働組合の資格審査等	
第1節 労働組合の資格審査	27
第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示	28
第3節 争議行為予告通知	29
第4節 労働争議の実情調査	29
第7章 各種連絡会議、研修及び広報等	
第1節 連絡会議	31
第2節 研 修	35
第3節 広 報 等	36
資 料 年別申立・申請件数の推移	39

## 《元号表記に係る注釈》

年報は、暦年（1月～12月）を単位としてまとめているところ、2019年5月1日に元号が「令和」に改められたことから、本年報においては、2019年を通じた期間を表す場合は、便宜的に「令和元年」と表記することとする。





# 第 1 章 労働委員会の概要



# 第1章 労働委員会の概要

労働委員会は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号。以下「労調法」という。)及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)に掲げる目的を達成するため、労組法第19条の12に基づいて各都道府県に設置される行政委員会であり、地方自治法第180条の5第2項に規定する執行機関である。

## 第1節 組織

### 1 委員

当委員会は、労組法第19条の12第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号。以下「労組法施行令」という。)第25条の2の別表第3により、公益委員、労働者委員、使用者委員各5人計15人の委員で構成されている。

令和元年12月16日に第22期委員の任命に伴う会長及び会長代理の改選があり、会長に藤田広美公益委員、会長代理に宮尾尚子公益委員が互選により選出された。令和2年は、次に掲げる第22期委員により運営された。

なお、第22期委員の任期は令和3年12月14日までの2年間となっている。

## 第22期沖縄県労働委員会委員名簿

任期：令和元年12月15日～令和3年12月14日

区分	氏名	現職	在任期間
公益委員	◎ 藤 田 広 美	弁護士 琉球大学大学院法務研究科教授	平23. 12. 15～ 連続5期
	○ 宮 尾 尚 子	弁護士	平23. 12. 15～ 連続5期
	井 村 真 己	沖縄国際大学教授	平27. 12. 15～ 連続3期
	上 江 洲 純 子	沖縄国際大学教授	平25. 12. 15～ 連続4期
	田 島 啓 己	弁護士 琉球大学大学院法務研究科非常勤講師	平28. 11. 15～ 連続3期
労働者委員	砂 川 安 弘	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会事務局長	令1. 12. 15～ 通算4期
	鎌 田 健 嗣	UAゼンセン沖縄県支部 支部長	平29. 12. 15～ 連続2期
	宮 里 竜 二	航空連合沖縄 副会長	平29. 12. 15～ 連続2期
	棚 原 初 美	日本労働組合総連合会 沖縄県連合会副事務局長	令1. 12. 15～ 新任
	大 嶺 克 志	全日本自治団体労働組合 沖縄県本部書記長	令1. 12. 15～ 新任
使用者委員	山 城 勝	前一般社団法人沖縄県経営者協会 常務理事	平25. 12. 15～ 連続4期
	上 江 洲 智 一	久米島製糖株式会社 取締役会長	平25. 12. 15～ 連続4期
	名 嘉 村 裕 子	株式会社りゅうせき 取締役経営管理部管理部長	平29. 12. 15～ 連続2期
	城 間 泰	株式会社琉球銀行 常務取締役	令1. 12. 15～ 新任
	大 城 恵 美	株式会社近代美術 代表取締役社長	令1. 12. 15～ 新任

(注) ◎印は会長、○印は会長代理

## 2 あっせん員候補者

労働委員会は、労調法第10条及び第11条に基づいて、労働争議のあっせんに当たらせるため、学識経験者等の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作製することとなっている。あっせん員候補者は、個別労働関係紛争のあっせんに関する規程（平成14年地方労働委員会告示第1号）第4条に基づいて、個別労働関係紛争のあっせんにも当たる。

当委員会では、沖縄県労働委員会あっせん員候補者に関する内規を設けて委嘱の基準を「①現委員、②前委員、③事務局長、調整審査課長及び審査監」と定めており、これに基づき、あっせん員候補者を委嘱している。

令和2年12月31日現在における委嘱状況は、次のあっせん員候補者名簿のとおりである。

### あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(令和2年12月31日現在)

氏 名	現 職	委嘱年月日
藤 田 広 美	労 働 委 員 会 公 益 委 員	令和元年12月16日
宮 尾 尚 子	〃	令和元年12月16日
井 村 真 己	〃	令和元年12月16日
上江洲 純 子	〃	令和元年12月16日
田 島 啓 己	〃	令和元年12月16日
砂 川 安 弘	労 働 委 員 会 労 働 者 委 員	令和元年12月16日
鎌 田 健 嗣	〃	令和元年12月16日
宮 里 竜 二	〃	令和元年12月16日
棚 原 初 美	〃	令和元年12月16日
大 嶺 克 志	〃	令和元年12月16日
山 城 勝	労 働 委 員 会 使 用 者 委 員	令和元年12月16日
上江洲 智 一	〃	令和元年12月16日
名嘉村 裕 子	〃	令和元年12月16日
城 間 泰	〃	令和元年12月16日
大 城 恵 美	〃	令和元年12月16日
山 本 隆 司	前 労 働 委 員 会 労 働 者 委 員	令和元年12月16日
山 城 貴 子	労 働 委 員 会 事 務 局 長	令和2年4月21日
上 間 直 之	労 働 委 員 会 事 務 局 調 整 審 査 課 長	令和2年4月21日
國 吉 聡	労 働 委 員 会 事 務 局 調 整 審 査 課 審 査 監	令和2年4月21日

### 3 事務局

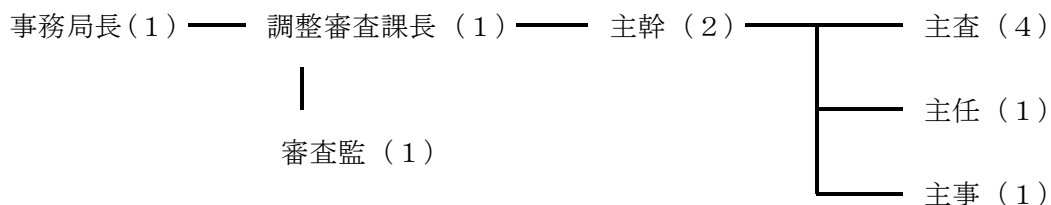
労働委員会事務局は、労組法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び労組法施行令第25条の規定に基づき、委員会の事務を整理するため設置されるものであり、事務局の内部組織は会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

当委員会事務局については、沖縄県労働委員会事務局組織規則(昭和47年沖縄県規則第67号)により内部組織、事務分掌等必要な事項が定められている。

当事務局は、事務局長の下に調整審査課が置かれ、11名の職員が配置されている。

事務局の機構図・職員は、次のとおりである。

#### 事務局機構図



## 第 2 章 会 議





## 第2章 会 議

労働委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による合議制の行政委員会であり、重要事項はすべて会議で決定される。労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。）第3条に基づく会議は、次のとおりである。

- 1 委員の全員で行う総会
- 2 公益委員の全員で行う公益委員会議
- 3 労調法第19条の規定による調停委員会の会議、労調法第31条の規定による仲裁委員会の会議、労委規則第5条第5項の規定による小委員会の会議

### 第1節 総 会

総会は、労働委員会の最高決定機関で、会長の招集のもとに委員全員で行う会議であり、労委規則第4条及び沖縄県労働委員会運営内規（以下「運営内規」という。）第5条によって、原則として毎月第2木曜日に定例総会を開催するものとしている。また、委員の全員が新たに任命された場合、その他会長が必要と認める場合等、必要に応じて臨時総会を開催している。

総会への付議事項は、労委規則第5条第1項の規定により、労働協約拡張適用の決議、あっせん員候補者の委嘱及び解任、臨時のあっせん員の委嘱、調停及び仲裁の開始、委員の罷免、会長及び会長代理の選挙、強制権限の発動、都道府県労働委員会規則の制定及び改廃、特別調整委員の設置等となっている。

また、公益委員会議における決定事項や、あっせん、調停、仲裁に関する報告等も行われる。令和2年中の総会の開催状況は、次のとおりである。

なお、第919回、第920回及び第923回については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止の観点から、電子メールを用いた書面審議等を行った。

### 総 会 開 催 状 況

通 算 回 数	開 催 月 日	議 題
916	1. 9	1 承認事項：2件 2 報告事項：令和元年における不当労働行為事件の審査状況1件、審査関係3件、個別あっせん関係2件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし 4 その他 (1) 四半期別業務状況（令和元年10月～12月）について (2) 令和元年における事件の取扱・処理状況について
917	2. 13	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、審査関係3件、個別あっせん関係1件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：なし

通算回数	開催月日	議 題
918	3.12	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：公益委員会議関係1件、審査関係3件、個別あっせん関係1件等 4 労働情報（労働争議実情調査）：2件 5 その他 (1) 令和2年度労働問題セミナーの取組方針について (2) 令和2年度総会開催計画(案)について
919	4.9 ～ 4.21  (書面審議)	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：審査関係3件、個別あっせん関係1件等 4 労働情報（労働争議実情調査）：2件 5 その他：四半期別業務状況（令和2年1月～3月）について
920	5.21 ～ 5.28  (書面審議)	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、審査関係2件、個別あっせん関係3件、再審査関係1件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件
921	6.18	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、審査関係2件、個別あっせん関係3件、再審査関係1件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件 4 その他 (1) 令和2年度九州労働委員会会長会議の結果について (2) 第87回九州労働委員会連絡協議会の結果について
922	7.9	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、審査関係2件、個別あっせん関係3件、再審査関係1件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件 4 その他 (1) 出前講座の開催について (2) 四半期別業務状況（令和2年4月～6月）について

通算回数	開催月日	議 題
923	8.13 ～ 8.24  (書面審議)	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：審査関係2件、個別あっせん関係1件等 4 労働情報（労働争議実情調査）：2件 5 その他：出前講座の開催について
924	9.10	1 承認事項：1件 2 報告事項：審査関係1件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件 4 その他：経済団体向け出前講座について
925	10.8	1 承認事項：1件 2 報告事項：公益委員会議関係1件、審査関係1件、個別あっせん関係1件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：2件 4 その他：四半期別業務状況（令和2年7月～9月）について
926	11.12	1 審議事項：1件 2 承認事項：1件 3 報告事項：公益委員会議関係1件、審査関係1件、個別あっせん関係1件等 4 労働情報（労働争議実情調査）：2件 5 その他 (1) 労使関係セミナー in 千葉の視察結果について (2) 出前講座の開催について (3) 労働委員会規則の改正予定について
927	12.10	1 承認事項：1件 2 報告事項：審査関係1件、個別あっせん関係3件等 3 労働情報（労働争議実情調査）：1件 4 その他 (1) 令和2年度九州労働委員会公益委員連絡会議の結果について (2) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について (3) 令和2年度公労使委員個別紛争専門研修及び事例発表の結果について

## 第2節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議で、労委規則第8条の規定により必要に応じて会長が招集する。

公益委員会議に付議すべき事項は、労委規則第9条等に規定され、次のとおりである。

- ① 労働組合が、労組法に定める手続に参加し救済を受けるための資格審査並びに法人格取得のための資格審査及び資格証明（労組法第5条、第11条）
- ② 不当労働行為救済申立ての審査、決定、命令等（労組法第7条、第27条～第27条の21、第27条の23）
- ③ 公益事業における争議行為の予告通知義務違反に対する処罰請求（労調法第42条）
- ④ 地方公営企業等の職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示（地公労法第5条第2項）
- ⑤ 総会において特に必要があると認める場合（労委規則第22条第4項）
- ⑥ その他会長が必要と認める事項

令和2年の公益委員会議の開催状況は、次のとおりである。

### 公益委員会議開催状況

通算回数	開催月日	議 題
396	1. 24	沖労委平成30年(不)第2号事件について（第1回合議）
397	2. 13	沖労委平成30年(不)第2号事件について（第2回合議）
398	3. 12	沖労委平成30年(不)第2号事件について（第3回合議）
399	5. 13	地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定手続の開始について（沖労委令和2年(認)第1号）（メール会議）
400	6. 18	1 沖労委令和2年(資)第1号に係る労働組合資格審査について 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に係る認定及び告示について（令和2年(認)第1号） 3 沖労委平成31年(不)第2号事件について（第1回合議）
401	7. 9	沖労委平成31年(不)第2号事件について（第2回合議）
402	10. 8	沖労委令和元年(不)第3号事件について（第1回合議）
403	11. 12	沖労委令和元年(不)第3号事件について（第2回合議）

### 第3章 不当労働行為の審査



### 第3章 不当労働行為の審査

#### 第1節 概況

令和2年に取り扱った不当労働行為事件は、前年からの繰越が3件である。この3件については命令を発出し、終結している。

また、平成28年から令和2年における係属事件は15件で、終結状況は、命令・決定10件、和解3件、取下げ2件となっている。

平成28年から令和2年までの審査の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 不当労働行為事件処理状況

(単位：件)

区 分		年					平成28年 ～令和2年	
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		
係 属 件 数	前年繰越	5	6	2	1	3	5	
	新規申立	4	1	2	3	0	10	
	計	9	7	4	4	3	15	
終 結 状 況	取 下 げ		1(1)		1		2	
	和 解	無 関 与						
		関 与	2(1)		1			3
		計	2(1)	—	1	—	—	3
	命 令 ・ 決 定	救 済		3(3)	2(2)			5
		棄 却	1(1)	1(1)			3(3)	5
		却 下						
		計	1(1)	4(4)	2(2)	—	3(3)	10
	合 計		3(2)	5(5)	3(2)	1	3(3)	15
	平均所要日数(日)		631	641	535	92	461	545
次 年 繰 越		6(3)	2(1)	1	3(1)	0		

- 注) ① ( )内の数値は、前年からの繰越しで内数である。  
 ② 平均所要日数は、その年に終結した事件の平均値である。  
 ③ 「平成28年～令和2年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成28年から令和2年までの値を単純に合計したものではない。

**第2表 申立人別件数（新規申立分）**

（単位：件）

申立人 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	計
労働組合	4	1	2	3		10
個人						
個人・労働組合						
計	4	1	2	3	—	10

**第3表 労組法第7条該当号別件数（新規申立分）**

（単位：件）

各号 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	計
1号						
2号			1			1
3号						
4号						
1・2号	1			2		3
1・3号	2	1	1	1		5
2・3号	1					1
1・2・3号						
1・3・4号						
計	4	1	2	3	—	10

注) 各号とは、労組法第7条各号のことである。

1号：不利益取扱い、2号：団体交渉拒否、3号：支配介入、4号：報復的不利益取扱い

**第4表 従業員数規模別件数（新規申立分）**

（単位：件）

従業員数 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	計
49人以下	3	1	2	1		7
50～99人						
100～199人	1			1		2
200～299人						
300～499人						
500～999人						
1,000人以上				1		1
計	4	1	2	3	—	10



第5表 業種別件数（新規申立分）

（単位：件）

業 種	年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	計
製造業					1		1
情報通信業					1		1
運輸業、郵便業							
金融業、保険業							
宿泊業、飲食サービス業							
生活関連サービス業、娯楽業							
教育、学習支援業							
医療、福祉		2	1	2			5
サービス業		1			1		2
公務		1					1
計		4	1	2	3	—	10

第6表 不当労働行為事件一覧表

No	事件番号	申立人	請求する 救済内容	申立年月日	終結 区分	審査等 の回数	所要 日数	備考
		被申立人		終結年月日				
1	平成30年 (不) 第2号	X1組合 X2組合	①懲戒処分取消 ②バックペイ ③謝罪文交付	H30.12.26	棄却	調査4 審問1	461	
		Y法人		R2.3.30				
2	平成31年 (不) 第2号	X組合	①団体交渉応諾 ②原職復帰 ③バックペイ	H31.3.27	棄却	調査4 審問1	494	
		Y1法人、Y2法人		R2.8.1				
3	令和元年 (不) 第3号	X組合	①差別的取扱いの禁止 ②謝罪文掲示	R1.10.10	棄却	調査4 審問1	429	
		Y法人		R2.12.11				

## **第2節 審査期間の目標及びその達成状況**

### **1 審査期間の目標について**

労組法第27条の18の規定により、不当労働行為事件に係る審査期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することになっている。

当委員会では、審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年沖縄県労働委員会規則第1号）に基づき、審査期間の目標を1年6月と定め（平成17年沖縄県労働委員会公告）、また、審査の実施状況等については、毎年1回、当委員会のホームページ及び年報を利用して公表している。

### **2 審査期間の目標の達成状況について**

令和2年に終結し命令を発出した3件の審査期間は、それぞれ461日（約1年3月）、494日（約1年4月）、429日（約1年2月）となっており、目標を達成している。

### 第3節 不当労働行為事件の概要

#### 1 沖労委平成30年(不)第2号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X 1 組合 組合員数：約11,000人 X 2 組合 組合員数：1人（申立て時）			Y 法人 業種：医療、福祉 従業員数：25人		
申立年月日	平成30年12月26日			終結年月日	令和2年3月30日	
所要日数	461日			終結区分	棄却	
審査状況	調査回数	4回	審問回数	1回	和解協議回数	—
審査委員	藤田 広美	参与委員	(労)宮里 竜二	(使)名嘉村 裕子		
請求する 救済の内容	1 X 2 組合のA執行委員長に対する平成29年12月の懲戒処分をなかったものとし、同懲戒処分がなければ支給されるはずであった給与相当額を支払うこと					
	2 謝罪文の交付					
	労働組合法第7条 該当号			第1号、第3号		
当事者の主張の要旨						
<p><b>【申立人】</b></p> <p>Y法人は、X 2 組合のA執行委員長の施設入所者に対する3件の非違行為を事由として同人に減給の懲戒処分を科したが、処分事由とされた同人の行為は、いわゆるヒヤリハットの部類に属するものであり、企業秩序を乱す行為とはいいい難く、減給の懲戒処分は不当である。</p> <p>Y法人においてはこれまでも介護事故が発生しているがA執行委員長以外の職員が処分された例はなく、Y法人が同人に対し賃金引き下げや賞与不支給等の不当労働行為を繰り返してきた経緯があること等を考慮すると、当該懲戒処分は同人が組合員であることの故をもってなされた不当労働行為である。</p> <p><b>【被申立人】</b></p> <p>A執行委員長に対する懲戒処分は、同人が行った施設入所者への介助に重大な注意義務違反があったこと、さらにその行為を注意した同僚の従業員を大声で侮辱し、精神的苦痛を与え退職に追い込んだことなどから、情状の悪質性を鑑み行ったものである。</p> <p>したがって、組合員であるが故に行った懲戒処分ではない。また、Y法人に組合嫌悪及び支配介入の意思はない。</p>						
経過及び主文						
<p><b>【経過】</b></p> <p>平成30年12月26日の申立て後、委員調査を4回、審問を1回実施し、令和2年3月12日第398回公益委員会議において命令の内容を決定の上、同年3月30日に当事者双方に命令書の写しを交付して、本件は終結した。</p> <p><b>【主文】</b></p> <p>申立人らの請求をいずれも棄却する。</p>						

## 2 沖労委平成31年(不)第2号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X組合 組合員数：4人			Y1会社（派遣元企業） 業種：サービス業 従業員数：約2,500人 Y2会社（派遣先企業） 業種：保険業 従業員数：約14,000人		
申立年月日	平成31年3月27日			終結年月日	令和2年8月1日	
所要日数	494日			終結区分	棄却（一部却下）	
審査状況	調査回数	4回	審問回数	1回	和解協議回数	—
審査委員	宮尾 尚子	参与委員	(労)鎌田 健嗣		(使)山城 勝	
請求する 救済の内容	1 派遣元Y1会社は、就業時間内・就業施設内における団体交渉に応じること。 2 Y1会社及び派遣先Y2会社は、X組合の執行委員長Aに対する雇止めを取消し、 原職へ復帰させ、解雇の日から復職するまでの間に支払われるはずであった賃金相当 額を支払うこと。					
	労働組合法第7条 該当号			第1号、第2号		
当事者の主張の要旨						
<p><b>【申立人】</b></p> <p>Aは、Y1会社との間で有期労働契約を締結し、派遣労働者としてY2会社に派遣されていたところ、Y1会社は新たな人事制度として限定正社員制度を導入し、限定正社員登用試験に合格することを有期労働契約の更新事由とした。同制度及び同試験の廃止等を目的として、Aが自身の試験日にストライキを行ったところ、雇止めとなった。</p> <p>当該雇止めはストライキに対する報復であり、Y2会社はY1会社の雇止めの判断に対して大きな影響を及ぼすことが可能であることから労組法第7条の使用者に該当し、当該雇止めは被申立人らによる労組法第7条第1号の不利益取扱いに該当する。</p> <p>また、組合は、結成以降、組合員の雇止め撤回や賃金引上げなどを交渉事項として、Y1会社に対し就業時間内・就業施設内での団体交渉を申し入れ続けてきた。しかし、Y1会社は、これまで団体交渉に応じていない。Y1会社の対応は労組法第7条第2号の団体交渉拒否に該当する。</p> <p><b>【被申立人】</b></p> <p>Aに対する雇止めは、Y1会社とAとの間で締結された有期労働契約において定められた更新事由の一つである限定正社員登用試験に関し、Aが、自身の試験日当日にストライキと称してこれを受験せず、その翌日に準備した試験についてもこれを受験しなかったことから、「限定正社員登用試験に合格したとき」という更新事由を満たさなかったことを理由とするものであり、Aが組合員であることを理由になされたものではない。そして、雇止めの判断については、Y1会社とAとの有期労働契約に基づくものであり、Y2会社は一切関わっていない。</p> <p>また、Y1会社は、組合からの団体交渉申入れに対し、その都度、就業時間外及び就業施設外での開催を提案するなどした上で、団体交渉に応ずる旨を誠実に回答しており、団体交渉自体を拒否した事実は一切ない。</p> <p>したがって、これらの行為は、労組法第7条第1号及び第2号の不当労働行為に該当しない。</p>						
経 過						
<p><b>【経過】</b></p> <p>平成31年3月27日の申立ての後、委員調査を4回、審問を1回実施し、令和2年7月9日第401回公益委員会議において命令を決定の上、当事者双方に対し命令書の写しを交付し、本件は終結した。</p> <p><b>【主文】</b></p> <p>1 申立人の申立てのうち、平成30年3月26日以前の団体交渉申入れに係る申立てについては却下する。</p> <p>2 申立人のその余の申立てを、いずれも棄却する。</p>						

### 3 沖労委令和元年(不)第3号事件

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X組合 組合員数：13人			Y法人 業種：製造業 従業員数：113人		
申立年月日	令和元年10月10日			終結年月日	令和2年12月11日	
所要日数	429日			終結区分	棄却	
審査状況	調査回数	4回	審問回数	1回	和解協議回数	—
審査委員	田島 啓己	参与委員	(労)宮里 竜二	(使)上江洲 智一		
請求する 救済の内容	1 非組合員に対する賞与支給日までに組合員に対して賞与支給予定額を提示しないことにより、非組合員に対する賞与支給時期と比較して、組合員に対する賞与支給時期を遅らせる差別的取扱いをしてはならない。					
	2 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号			第1号、第3号		
当事者の主張の要旨						
<p><b>【申立人】</b></p> <p>Y法人は、殊更に、非組合員に対する賞与支給日までに組合員に対して賞与支給予定額を提示しないことにより、組合員に対する賞与支給時期を非組合員より遅らせた。</p> <p>Y法人は、X組合が労使合意に基づいて賞与支給額を決めたいという姿勢を堅持していることを逆手にとって組合員の賞与支給を遅らせるという労働組合攻撃を繰り返し、本件もその一環の行為であって、不当労働行為意思がある。また、Y法人が行為に及んだ主たる動機に組合嫌悪の情があったことは明らかであり、労組法第7条第1号及び同条第3号に該当する不当労働行為である。</p> <p><b>【被申立人】</b></p> <p>組合員への賞与支給は、従前の支給手順に沿って行われる。本件も同様の対応をしていたに過ぎない。Y法人とX組合との間では、団体交渉における合意が成立しておらず、協定書も作成されていないのであるから組合員へ賞与を支給することはできない。また、これを理由に非組合員への賞与支給を延期することもできない。さらに、Y法人は、非組合員への賞与支給後も、組合員へ賞与を支給しようと自ら積極的な対応をとって賞与を支給している。</p> <p>Y法人の行為が不合理であると評価することは到底できず、組合員を殊更に不利益に扱い、組合の弱体化を図っているとも認められないから、不当労働行為に当たらない。</p>						
経過及び主文						
<p><b>【経過】</b></p> <p>令和元年10月10日の申立ての後、委員調査を4回、審問を1回実施し、令和2年11月12日第403回公益委員会議において命令を決定の上、当事者双方に対し命令書の写しを交付し、本件は終結した。</p> <p><b>【主文】</b></p> <p>申立人の申立てをいずれも棄却する。</p>						

## 第4節 中央労働委員会再審査事件の概要

### 1 概況

当委員会の発した命令に係る令和2年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越1件、新規申立て2件で、うち2件が終結した。

### 2 再審査事件の一覧

事件番号	再審査申立人 申立年月日	不服の 要 点	審査経過 終結年月日	初審（当委員会）命令の事件番号 終結区分・終結年月日
中労委平成30年(不再)第63号	使用者 H30.12.17	初審命令の 取消し	棄却 R2.6.30	平成28年(不)第3号・平成29 年(不)第1号事件 全部救済・H30.11.30
中労委令和2年(不再)第18号	組合 R2.4.14	初審命令の 取消し	取下げ R2.6.1	平成30年(不)第2号事件 棄却・R2.3.30
中労委令和2年(不再)第62号	組合 R2.12.18	初審命令の 取消し	係属	令和元年(不)第3号事件 棄却・R2.12.11

## 第4章 労働争議の調整





## 第4章 労働争議の調整

令和2年に取り扱った調整事件はない。

また、平成28年から令和2年における係属事件は14件で、終結状況は、解決6件、打切り4件、取下げ4件となっている。

平成28年から令和2年までの調整事件の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

**第1表 調整事件処理状況**

(単位：件)

区 分		年					平成28年 ～令和2年	
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		
係属 件数	前年繰越		2	1				
	調整 区分	新規申請	8	2	1	3	-	14
		あっせん	8	2	1	3		14
		調 停						
		仲 裁						
	計	8	4	2	3	-	14	
終 結 状 況	解 決	3	2(2)		1		6	
	打 切 り	1	1	1	1		4	
	取 下 げ	2		1(1)	1		4	
	不 開 始							
	計	6	3(2)	2(1)	3	-	14	
	平均調整回数(回)	1.2	2.0	1.5	1.7		1.5	
	平均所要日数(日)	52	93	88	79		71.9	
	解決率(%)	75.0	66.7	-	50.0	-	60.0	
次 年 繰 越		2	1	0	0	0		

- 注) ① ( )内の数値は、前年からの繰越して内数である。  
 ② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に取り下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。  
 ③ 解決率(%) =  $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$   
 ④ 「平成28年～令和2年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成28年から令和2年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者		年					計
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
当事者	労働組合	6	2	1	3		12
	使用者	2					2
	労使双方						
職 権							
計		8	2	1	3	—	14

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数		年					計
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
49人以下		5	1	1	3		10
50～99人		1					1
100～199人		1					1
200～299人		1					1
300～499人							
500～999人			1				1
1,000人以上							
計		8	2	1	3	—	14

第4表 産業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種		年					計
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
建設業							
製造業							
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業		4			2		6
運輸業、郵便業							
卸売業、小売業							
金融業、保険業		1					1
宿泊業、飲食サービス業							
教育、学習支援業		1					1
医療、福祉		2	1		1		4
サービス業				1			1
公務			1				1
合 計		8	2	1	3	—	14

第5表 調整事項別件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項		年					計
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
組合承認・組合活動							
協約締結・全面改定							
協約効力・解釈			1				1
賃金等	賃金増額	1					1
	一時金						
	諸手当	2		1			3
	その他賃金に関するもの				1		1
	退職一時金・年金						
小計		3		1	1		5
給与 労働 以外 の 条件	労働時間						
	休日・休暇						
	定年制						
	その他の労働条件	3					3
小計		3					3
経営 又は 人事	事業休廃止・事業縮小						
	人員整理						
	配置転換		1				1
	解雇						
	その他の経営人事			1			1
小計			1	1			2
福利厚生							
団交促進		4			2		6
事前協議制							
その他		6	1	1	2		10
合計		16	3	3	5	—	27

注) 申請は複数のあつせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 調整事件一覧表

令和2年に取り扱った調整事件はない。



## 第5章 個別労働関係紛争のあっせん



## 第5章 個別労働関係紛争のあっせん

令和2年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は、前年からの繰越が1件、新規申請が9件の計10件である。このうち3件が解決、1件が取下げ、4件が打切りにより終結し、残り2件が次年への繰越となっている。

また、平成28年から令和2年における係属件数は43件で、終結状況は、解決10件、打切り27件、取下げ4件となっている。

平成28年から令和2年までの取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 個別労働関係紛争あっせん事件処理状況

(単位：件)

区 分		年					平成28年 ～令和2年
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
係属 件数	前年繰越	1		3	2	1	1
	新 規	6	7	9	11	9	42
	計	7	7	12	13	10	43
終 結 状 況	解 決	3(1)	1	1(1)	2	3(1)	10
	打 切 り	3	2	9(2)	9(2)	4	27
	取 下 げ	1	1		1	1	4
	不 開 始						
	計	7(1)	4	10(3)	12(2)	8(1)	41
	平均調整回数(回)	0.9	0.3	0.3	0.6	0.6	0.6
	平均所要日数(日)	54	59	32	63	47	50.0
	解決率(%)	50.0	33.3	10.0	18.2	42.9	27.0
次 年 繰 越			3	2	1	2	2

注) ① ( )内の数値は、前年からの繰越しで内数である。

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に取り下げられた事件、不開始事件を除く。)の平均値である。

③ 解決率(%) =  $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$

④ 「平成28年～令和2年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成28年から令和2年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	計
労働者	4	7	9	11	9	40
使用者	2					2
計	6	7	9	11	9	42

第3表 従業員数規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	計
49人以下	5	3	5	3	2	18
50～99人		1	4	1	2	8
100～299人		2		2	2	6
300～499人				1	3	4
500人以上	1	1		4		6
計	6	7	9	11	9	42

第4表 産業別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	計
農業、林業						
建設業	3					3
情報通信業		1			1	2
運輸業、郵便業		1				1
卸売業、小売業				1	2	3
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業		1	3		2	6
教育、学習支援業				2		2
医療、福祉	1	1	1	3	2	8
複合サービス業			1			1
サービス業	2	3	4	5	2	16
公務						
合計	6	7	9	11	9	42



第5表 紛争内容別件数（新規申請分）

（単位：件）

紛争内容		年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	計
経営又は人事	解雇			2	5		2	9
	配置転換、出向・転籍		1	1				2
	復職			1	2	3		6
	懲戒処分						1	1
	退職		2	1				3
	勤務延長、再雇用			1	1			2
	その他の経営又は人事			2				2
小計			3	8	8	3	3	25
賃金等	賃金未払		1	1	1	2	1	6
	賃金増額							
	賃金減額			1		1		2
	一時金			1				1
	退職一時金							
	解雇手当		1	3	2		3	9
	休業手当							
	諸手当			1	1		2	4
	その他賃金			1				1
年金(企業年金・厚生年金等)								
小計			2	8	4	3	6	23
労働条件等	労働契約							
	労働時間							
	休日・休暇							
	年次有給休暇							
	育児休業・介護休業							
	時間外労働							
	安全・衛生							
	福利厚生制度							
	社会保険		1					1
	労働保険							
その他の労働条件等							1	1
小計			1				1	2
人間関係	セクハラ							
	パワハラ・嫌がらせ		1	3	6	7	2	19
	小計		1	3	6	7	2	19
その他			4	2	2	1	4	13
合計			11	21	20	14	16	82

注) 申請は複数のあつせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第6表 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あっせん員
					終結年月日				
1	令和元年 (個) 第10号	労働者	雇止めの撤回及び損害賠償等を求めて申請された。 当事者双方の合意条件を聴取し、双方の意向を反映させたあっせん案を双方が受け入れ、解決した。	サービス業	R1. 11. 5	解決	2	66	(公)上江洲 (労)宮里 (使)山城
					R2. 1. 9				
2	令和2年 (個) 第1号	労働者	①休日手当未払い、②事故処理金の不当請求及び慰謝料等を求めて申請された。 当事者双方の合意条件を聴取し、双方の意向を反映させたあっせん案を双方が受け入れ、解決した。	サービス業	R2. 1. 31	解決	2	159	(公)田島 (労)砂川 (使)山城
					R2. 7. 7				
3	令和2年 (個) 第2号	労働者	パワハラに関する従業員向け説明会等の開催、職場への復帰、慰謝料の支払等を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため、打切りとなった。	医療、福祉	R2. 4. 20	打切り	-	23	(公)井村 (労)大嶺 (使)名嘉村
					R2. 5. 12				
4	令和2年 (個) 第3号	労働者	賃金(残業代)未払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため、打切りとなった。	卸売業、小売業	R2. 5. 1	打切り	-	19	(公)上江洲 (労)棚原 (使)上江洲
					R2. 5. 19				
5	令和2年 (個) 第4号	労働者	休業補償、解雇予告手当及び解雇に係る補償金の支払を求めて申請された。 当事者双方の合意条件を聴取し、双方の意向を反映させたあっせん案を双方が受け入れ、解決した。	医療、福祉	R2. 6. 2	解決	1	44	(公)藤田 (労)棚原 (使)名嘉村
					R2. 7. 15				
6	令和2年 (個) 第5号	労働者	未払賃金及び損害賠償の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。 なお、当事者双方、在住外国人であり、また被申請者は離島に居住していた。	宿泊業、飲食サービス業	R2. 6. 12	打切り	-	19	(公)井村 (労)鎌田 (使)大城
					R2. 6. 30				
7	令和2年 (個) 第6号	労働者	無期転換申込を行ったにもかかわらず、被申請者が対応しなかったことによる経済的損害として数ヶ月分の賃金相当額を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため、打切りとなった。	サービス業	R2. 10. 1	打切り	-	21	(公)上江洲 (労)砂川 (使)城間
					R2. 10. 21				

No	事件番号	申請者	事件の概要	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数	あつせん員
					終結年月日				
8	令和2年(個)第7号	労働者	従業員によるパワハラ行為等を隠ぺいした会社の対応に対する慰謝料等の支払いを求めて申請された。 取下げにより終結した。	卸売業、小売業	R2.12.2	取下げ	-	27	(公)井村 (労)大嶺 (使)名嘉村
					R2.12.28				
9	令和2年(個)第8号	労働者	即日の懲戒解雇につき、解雇理由の撤回及び解雇予告手当の支払いを求めて申請された。	情報通信業	R2.12.4	次年繰越	-	-	(公)藤田 (労)棚原 (使)大城
					-				
10	令和2年(個)第9号	労働者	解雇理由の説明と解雇補償金の支払いを求めて申請された。	宿泊業、飲食サービス業	R2.12.7	次年繰越	-	-	(公)宮尾 (労)鎌田 (使)山城
					-				

注) 所要日数は、申請日(当日を含む。)から終結日(当日を含む。)までの日数である。



## 第6章 労働組合の資格審査等



## 第6章 労働組合の資格審査等

### 第1節 労働組合の資格審査

令和2年中に取り扱った労働組合資格審査は、不当労働行為救済申立てに伴うものが1件、法人登記のためのものが1件の合計2件で、1件が適合、1件が取下げとなっている。

平成28年から令和2年までの労働組合資格審査の状況は、第1表のとおりである。

第1表 年別取扱状況

区分		年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	平成28年 ～令和2年
係属件数	前年繰越		6	4			1	6
	事由別	新規申請	5	6	4	10	1	26
		不当労働行為	5	2	2	6	1	16
		法人登記			1	2		3
		委員推薦		3		2		5
		総会決議		1	1			2
	計		11	10	4	10	2	32
終結状況	適合		4(3)	9(4)	4	5	1	23
	不適合			1				1
	取下げ・打切り		3(3)			4	1(1)	8
	計		7(3)	10(4)	4	9	2(1)	32
次年繰越			4			1		

注) ① ( )内の数値は、前年からの繰越して内数である。  
 ② 「平成28年～令和2年」欄は、当該期間(5年)を1期間とした時の係属件数等であり、平成28年から令和2年までの値を単純に合計したものではない。

第2表 労働組合資格審査一覧表(令和2年取扱分)

番号	申請組合名	申請事由	申請年月日	決定・終結年月日	結果
1	労働組合A	法人登記	R1.8.22	R2.1.30	取下げ
2	労働組合B	不当労働行為救済申立て	R2.2.28	R2.6.18	適合

## 第2節 地公労法第5条第2項の認定及び告示

### 1 概況

地公労法第5条第2項の規定により、地方公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲を労働委員会が認定し、告示することとなっている。

令和2年中の取扱件数は1件である。

事件番号	申出者		申出年月日	組 合 名	認定手続開始年月日	告示年月日
	企 業 名				認定年月日	公報番号
令和2年 (認)第1号	沖縄県病院事業局長		R2.5.11	沖縄県病院事業局職員労働組合 沖縄県公務員医師労働組合	R2.5.13	R2.7.21
	沖縄県病院事業局				R2.6.18	第4857号

### 2 告示内容

本庁機関の組織改正による職制の新設等に伴い、職員のうち労組法第2条第1号に規定する者を次のとおり認定して告示した。

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者	
沖縄 県 病 院 事 業 局	本庁機関	医療技監 参事監 病院事業統括監 参事	
	病院事業総務課	課長 室長 医療企画監 看護企画監 副参事 班長 主幹 人事、給与、服務、労使関係、組織定数及び人材確保担当の主査 人材確保担当の主任技師	
	病院事業経営課	課長 副参事 班長（施設整備・ICT推進班の班長を除く。） 主幹（施設整備・ICT推進班の主幹を除く。）	
	出 先 機 関	北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		南部医療センター ・こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
		八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
精和病院		院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長	



### 第3節 争議行為予告通知

令和2年に、労調法第37条の規定に基づき争議行為予告通知のあった件数は、当委員会で受け付けたもの3件、中央労働委員会で受け付けたもので本県に関わりのあるもの22件、合計25件であり当委員会で受け付けた争議行為予告通知の概況は、次表のとおりである。

争議行為予告通知一覧表（当委員会受付分）

番号	通知者等	受付年月日	争議項目	備考
		予告年月日		
1	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種:医療事業 組合員数:884人	R2.2.25	ベースアップ、賃金の改善要求 介護職の改善要求、看護部の改善要求 医師の改善要求、各種手当改善要求 休日・時短要求及び権利休暇、超勤問題要求 2020年夏季一時金要求等	解決
		R2.3.12以降 争議解決の日まで		
2	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種:運輸業 組合員数:806人	R2.2.28	夏季一時金要求 初任給引上げ 港湾の制度政策 働き方改革関連法適用事業所対策等	打切り
		R2.3.20以降 争議解決の日まで		
3	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種:運輸業 組合員数:859人	R2.11.19	冬季一時金要求 退職者に伴う人員の補充 港湾の制度政策及び年末年始特別作業精励金について等	次年繰越
		R2.11.30以降 争議解決の日まで		

### 第4節 労働争議の実情調査

労委規則第62条の2の規定に基づく労働争議の実情調査は、労調法第37条の規定に基づく争議行為予告通知を、当委員会で受け付けたもの及び中央労働委員会で受け付けたもので、県内に本社若しくは組合本部のあるもの又は県民生活に特に影響のあるものについて実施している。

令和2年における労働争議の実情調査件数は3件で、次表のとおりである。

労働争議の実情調査実施状況一覧表

番号	通知者等	争議項目	争議行為の有無	調査開始日	終結区分
				調査終了日	
1	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種:医療事業 組合員数:884人	ベースアップ、賃金の改善要求 介護職の改善要求、看護部の改善要求 医師の改善要求、各種手当改善要求 休日・時短要求及び権利休暇、超勤問題要求 2020年夏季一時金要求等	無	R2.2.25	解決
				R2.11.2	
2	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種:運輸業 組合員数:806人	夏季一時金要求 初任給引上げ 港湾の制度政策 働き方改革関連法適用事業所対策等	無	R2.2.28	打切り
				R2.11.5	
3	全日本港湾労働組合沖縄地方本部 業種:運輸業 組合員数:859人	冬季一時金要求 退職者に伴う人員の補充 港湾の制度政策及び年末年始特別作業奨励金について等	-	R2.11.19	次年繰越
				-	



## 第 7 章 各種連絡会議、研修及び広報等



## 第7章 各種連絡会議、研修及び広報等

令和2年は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、各種会議等は中止や延期、書面開催、WEB開催等となった。それぞれ注釈を付した。

### 第1節 連絡会議

労働委員会相互の連絡調整を図るため、全国及び各ブロックにおいて連絡協議会及び連絡会議を設置し、会議を開催することになっている。

#### 1 全国会議

令和2年における当委員会に関係する全国会議は次のとおりである。

令和2年開催全国会議一覧表

月 日		会 議 名	主催等
1	6月 11日	全国労働委員会事務局長連絡会議 ※中止	中労委
2	6月 12日	全国労働委員会会長連絡会議 ※中止	中労委
3	11月 19日～20日	第75回全国労働委員会連絡協議会総会 ※WEB開催	中労委
4	11月 26日	全国労働委員会事務局審査主管課長会議 ※WEB開催	中労委
5	〃	全国労働委員会事務局調整主管課長会議 ※WEB開催	中労委

#### (1) 全国労働委員会事務局長連絡会議（6月11日、愛媛県） ※中止

- ア 審査・調整事件等の概況について
- イ 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について
- ウ その他
- エ 議題懇談

「労働委員会と労働局等との連携について」

#### (2) 全国労働委員会会長連絡会議（6月12日、愛媛県） ※中止

- ア 講演
  - 演題 「パワハラ防止対策について」
  - 講師 中央労働委員会地方調整委員（東日本区域）  
成蹊大学法学部法律学科 教授 原 昌登 氏
- イ 議題懇談「不当労働行為審査における諸課題への対応  
～ 今後の労働委員会の在り方検討小委員会において

『速やかに実施する事項（運用改善）』とされた事項を中心に～」

**(3) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会（11月19日～20日、東京都） ※WEB開催**

ア 議題

- (ア) 第1議題「同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について」
- (イ) 第2議題「労働委員会におけるIT化に向けた取組等について」
- (ウ) 第3議題「不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について」

イ 講演

演題 「労働紛争の解決と労働委員会の役割」

講師 前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏

**(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（11月26日、東京都） ※WEB開催**

ア 議題

- (ア) 第1議題「新型コロナウイルス感染防止に配慮した審査の実施について」
- (イ) 第2議題「今後の労働委員会の在り方検討について」

**(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（11月26日、東京都） ※WEB開催**

ア 調整業務の運営について

イ 都道府県労働委員会からの業務報告

ウ 講演

演題 「同一労働同一賃金について」

講師 中央労働委員会会長代理、慶應義塾大学大学院法科研究科教授 森戸 英幸 氏

**2 九州ブロック会議**

令和2年における当委員会に関係する九州ブロック会議は次のとおりである。

**令和2年開催九州ブロック会議一覧表**

月 日		会 議 名	開催県
1	1月23日～24日	九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）	大分県
2	2月27日～28日	九州地区労働委員会使用者委員協議会「代表者会議」	福岡県
3	3月3日～4日	九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会	佐賀県
4	4月23日	九州労働委員会事務局長会議 ※中止	鹿児島県
5	4月23日	九州労働委員会会長会議 ※中止	鹿児島県
6	5月13日～14日 (9月14日に開催)	九州ブロック労委労協総会・研修会 ※中止後、書面開催	佐賀県
7	5月14日～15日	九州労働委員会連絡協議会 ※中止	佐賀県
8	9月3日	九州労働委員会事務局課長会議 ※書面開催	福岡県
9	10月29日	九州労働委員会公益委員連絡会議 ※書面開催	大分県
10	11月9日	九州ブロック労委労協第1回幹事会	福岡県

**(1) 九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）（1月23日～24日、大分県）**

ア 議題

- (ア) 当事者から書証の提出に係る異議があった場合における事務局の対応について
- (イ) 労働組合の資格審査における労組法第2条但書第1号中の「使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接する監督的地位にある労働者」の取扱について
- (ロ) ストライキの正当性及びストライキ後における会社の対応の不当労働行為該当性について
- (ハ) 不当労働行為意思の推認について
- (ニ) 労働組合資格審査に係る補正手続について
- (ホ) 不当労働行為審査事件において申立人側から準備書面の提出がない場合等の対応について
- (ヘ) 答弁書の記載内容及び提出時期について
- (フ) 参与委員の意見聴取の時期について
- (ク) 団体交渉に係る救済の利益について

イ 研修会（講演）

演題：「従業員代表制をめぐる議論について  
～集团的労使関係の今後～」

講師：大阪府立大学大学院経済学研究科教授 野田 知彦 氏

**(2) 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会「代表者会議」（2月27日～28日、福岡県）**

ア 全労委運営委員会の報告

イ 令和2年度の九州地区研修会について

ウ 講演

演題：「労働条件における使用者の説明責任  
～その解雇の有効性、その手当の合理性を説明できますか？」

講師：福岡県労働委員会会長（公益委員）、九州大学大学院法学研究院教授  
山下 昇 氏

エ 各県における審査・調整・個別事件について（意見・情報交換）

オ その他協議事項

**(3) 九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会（3月3日～4日、佐賀県）**

ア 九プロ労委労協幹事の交代について

イ 2020年九プロ労委労協総会・研修会の運営について

ウ 2020年九プロ労委労協総会議案について

エ 「研修会」（5/14）のテーマについて

オ 月刊「労委労協」 執筆計画（担当県）について

カ 全国労働委員会連絡協議会総会 副議長・場内発言順位について

キ 九プロ労委労協総会開催計画について

ク 第87回九州労働委員会連絡協議会の運営と対応について

ケ 各県の特徴的状況

コ その他

サ 命令研究会

**(4) 九州労働委員会事務局長会議（4月23日、鹿児島県） ※中止、書面決議**

- ア 九州労働委員会協議会における諸会議及び予算の見直し等について
- イ 研修等の事務処理要領の取扱いについて
- ウ 九州労働委員会等申し合わせ事項の一部改正について
- エ 令和元年度（平成31年度）九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について
- オ 令和2年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について
- カ 2026年（令和8年）の全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の開催について
- キ 委員会議における議題回答案等の参考資料を共有化することについて

**(5) 九州労働委員会会長会議（4月23日、鹿児島県） ※中止、書面配布**

- ア 監視カメラ設置の不当労働行為（不利益取扱い）該当性等について
- イ 有期雇用契約と試用期間について

**(6) 九州ブロック労委労協総会・研修会（5月13日～14日（9月14日）、佐賀県）**

※中止後、9月14日に書面開催

ア 総会

(ア) 議事

- a 2019年活動経過報告
- b 2019年会計決算報告
- c 2019年会計監査報告
- d 2020年の取り組み（案）
- e 2020年予算（案）
- f 2020年役員体制（案）

(イ) 各県報告（情報交換）

イ 研修会

各県労働委員会「現状と特徴的事件等」

**(7) 九州労働委員会連絡協議会（5月14日～15日、佐賀県） ※中止、書面配布**

ア 報告事項

全労委運営委員会の結果について

イ 意見交換

議題1 「今後の労働委員会の在り方検討小委員会について（意見交換）」

議題2 「あっせん（集団・個別）における被申請者の不応諾により打切りとなるケースを減らす工夫や取組について（情報交換）」

議題3 「不当労働行為事件についての特徴的な事例の検討」

**(8) 九州労働委員会事務局課長会議（9月3日、福岡県） ※書面開催**

ア 令和3年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（協議）

イ 令和3年度調査研究会議の研修内容等について（協議）

ウ 職員研修会の在り方について（協議）

エ 労働委員会命令発出後における労働者委員及び使用者委員への対応について（情報交換）

オ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる総会や事件等への対応について（情報交換）

カ 新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた総会の開催方法について（情報交換）

キ 緊急時における定例総会の実施について（情報交換）

ク 新型コロナウイルス感染拡大防止のための在宅勤務等の状況について（情報交換）



- ケ WEB会議の利用について（情報交換）
- コ 委員及び事務局職員に対するノウハウの継承等について（情報交換）
- サ 労働委員会の活性化に係る計画の策定状況について（情報交換）

**(9) 九州労働委員会公益委員連絡会議（10月29日、大分県） ※書面開催**

- ア 社内回覧文に社長が「会社に敵対する社員」と表現した場合の支配介入の成否について
- イ 労働協約を無効と主張したり、解約通告をしたりした場合の支配介入の成否について

**(10) 九州ブロック労委労協第1回幹事会（11月9日、福岡県）**

- ア 第75回全国労働委員会連絡協議会総会について
- イ 第63回労委労協総会について
- ウ 2021年度九ブロ労委労協総会・研修会について
- エ 研修会のテーマについて
- オ 第2回幹事会の開催について
- カ 命令研究会の対応について
- キ 「月刊労委労協」購読促進の取り組み
- ク 各県の特徴的状況
- ケ その他

## 第2節 研 修

### 1 委員関係

#### (1) 各種研修会

中央労働委員会による公益委員研修及び労使各側による全国及び九州ブロックの各種研修会が開催されており、令和2年において本県委員が参加した研修会は次のとおりである。

**ア 令和2年度公労使委員合同研修（9月3日、東京都） ※WEB開催**

- (ア) 講演「労働委員会制度について ―歴史・現状・課題―」
- (イ) 講演「労働法の基礎」
- (ウ) 講演「働き方改革時代における労働争議調整（あっせん）の運用と活用」
- (エ) 和解事例紹介

**イ 令和2年度公労使委員合同研修（労働者委員）（9月4日、東京都） ※書籍掲載**

- (ア) 講演「不当労働行為救済制度の概要と意義、重要行訴判決を兼ねて」
- (イ) 講演「個別的労働紛争解決」

**ウ 第20回全労委使用者委員基礎研修会（9月4日、東京都） ※WEB開催**

- (ア) 講演 「労組法7条の概説と不当労働行為審査制度の概要」
- (イ) 講演 「労働組合の組織変遷と合同労組案件対応」
- (ウ) 講演 「職場のハラスメント防止に向けた法的留意点と企業の対応」

**エ 九州地区労働委員会使用者委員研修会（9月24日～25日、熊本県） ※中止**

**オ 令和2年度公労使委員個別紛争専門研修（12月3日、東京都） ※WEB開催**

- (ア) 労働関係法令の改正等の動向
- (イ) 裁判例の動向
- (ウ) メンタルヘルスに関する知識と具体的な対応について
- (エ) 個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例

## (2) 委員特別研修

令和2年において本県委員が参加した研修はない。

## 2 事務局職員関係

### 各種研修会

事務局職員の資質向上を図るため、中労委主催の次の研修を受講した。

#### ア 第71回労働委員会事務局職員中央研修（6月8日～10日、東京都） ※12月中旬にDVD配布、DVD研修

##### (ア) 一般研修

- a 講演 「労働委員会事務局職員に期待すること」
- b 講演 「労働委員会事務局職員に期待すること」
- c 講演 「労働法の基礎」
- d 講演 「法律・判例の読み方講座」

##### (イ) 審査部門研修

- a 命令書（案）の起案のための作業手順
- b 不当労働行為の審査手続について

##### (ウ) 調整部門研修

- a 調整業務の概要
- b 労働局のあっせん制度
- c 裁判所における個別労働紛争解決システム

#### イ 労働委員会事務局職員個別紛争専門研修（7月1日～3日、東京都） ※令和3年1月28日～29日に延期、オンライン研修

##### (ア) 講義

- a 講義「労働関係法令の改正等の動向」
- b 講義「基本となる裁判例」
- c 都道府県労働委員会におけるあっせん困難事例に係る対応
- d 講義「カウンセリング技法」
- e 講義「積極的なあっせん制度の活用について～具体例を通して～」

#### ウ 令和2年度九州労働委員会事務局職員研修会（10月30日、大分県） ※中止

#### エ 令和2年度労働委員会事務局職員専門研修（11月9日～13日、埼玉県） ※中止

## 第3節 広報等

労働委員会について、広く県民への周知を図るため、ホームページの充実、県の広報番組の活用、労働政策課発行の季刊誌への掲載及び労働問題に関する出前講座等の広報を行った。

### 1 ホームページによる広報

労働委員会の機能、仕事内容について、わかりやすく説明するとともに、定期的に資料編の更新を行った。

### 2 労働委員会だより

労働政策課発行の季刊誌「労働おきなわ」（3月、6月、9月、12月の各月末に発行）に「労働委員会だより」のコーナーを設け、労働委員会制度、事件の処理状況等を紹介した。

（春） 149号「令和元年取扱事件の概況について」

（夏） 150号「あっせん員候補者について」

（秋） 151号「個別労働関係紛争のあっせん制度のご紹介」

（冬） 152号「労働組合の資格審査についてのご紹介」

### 3 県政広報テレビ番組「うまんちゅひろば」による広報

県広報課制作の県政広報テレビ番組「うまんちゅひろば」（8月8日、9日放送）で、「労働委員会のあっせん制度」をテーマに放送した。また放送後は、沖縄県公式YouTubeチャンネルにアップロードされている動画と労働委員会ホームページをリンクし、視聴できるようにした。

### 4 労働問題に関する講演会（労働問題セミナー） ※中止

### 5 出前講座

労使紛争の未然防止や解決のため、労働者の権利義務等の基本的な労働法の知識や、労働トラブルが起きたときの対処法等について説明を行うとともに、労働委員会の役割について周知することを目的として出前講座を開催した。

#### (1) 那覇工業高校における出前講座

ア 講師：山本 隆司（前労働者委員）

イ 日時：7月1日 午後6時15分～午後7時00分

ウ 参加者：沖縄県立那覇工業高等学校 定時制学生 55名

#### (2) 北部農林高校における出前講座

ア 講師：山本 隆司（前労働者委員）

イ 日時：7月13日 午後7時55分～午後8時40分

ウ 参加者：沖縄県立北部農林高等学校 定時制学生 23名

#### (3) コザ高校における出前講座

ア 講師：山本 隆司（前労働者委員）

イ 日時：10月29日 午後6時15分～午後7時00分

ウ 参加者：沖縄県立コザ高等学校 定時制学生 60名



資料 年別申立・申請件数の推移

(単位:件)

区分 年	不当労働行為の審査			労働争議の調整												個別労働紛争あつせん			労働組合の資格審査			計		
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	あつせん			調停			仲裁			計			前 年 繰 越	新 規 申 請	計	前 年 繰 越	新 規 申 請	計	前 年 繰 越	新 規 申 請	計
				前 年 繰 越	新 規 申 請	計	前 年 繰 越	新 規 申 請	計	前 年 繰 越	新 規 申 請	計	前 年 繰 越	新 規 申 請	計									
昭和47年 (復帰前)	0	0	0	0	10 (5)	10 (5)	0	22 (22)	22 (22)	0	0	0	0	32 (27)	32 (27)				0	21 (9)	21 (9)	0	53 (36)	53 (36)
48	0	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	16	16				1	8	9	1	24	25
49	0	3	3	0	22	22	0	6	6	0	0	0	0	28	28				0	8	8	0	39	39
50	2	1	3	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14				0	13	13	4	26	30
51	0	1	1	1	6	7	0	0	0	0	0	0	1	6	7				0	7	7	1	14	15
52	1	0	1	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8				0	3	3	3	9	12
53	0	3	3	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	14	14				0	9	9	0	26	26
54	3	0	3	1	5	6	0	0	0	0	0	0	1	5	6				0	1	1	4	6	10
55	2	1	3	1	11	12	0	0	0	0	0	0	1	11	12				0	8	8	3	20	23
56	0	3	3	0	27	27	0	0	0	0	0	0	0	27	27				0	6	6	0	36	36
57	3	4	7	1	26	27	0	0	0	0	0	0	1	26	27				0	10	10	4	40	44
58	5	4	9	3	15	18	0	3	3	0	0	0	3	18	21				3	7	10	11	29	40
59	7	4	11	1	8	9	0	0	0	0	0	0	1	8	9				2	4	6	10	16	26
60	7	1	8	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8				0	7	7	9	14	23
61	6	2	8	2	5	7	0	0	0	0	0	0	2	5	7				0	3	3	8	10	18
62	4	2	6	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14				1	9	10	7	23	30
63	3	1	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3				5	2	7	8	6	14
平成元年	2	0	2	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5				5	3	8	7	8	15
2	1	0	1	3	7	10	0	0	0	0	0	0	3	7	10				1	1	2	5	8	13
3	1	1	2	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3				1	3	4	4	5	9
4	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5				0	0	0	0	5	5
5	0	0	0	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4				0	2	2	1	5	6
6	0	2	2	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4				0	4	4	1	9	10
7	2	1	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10				2	1	3	4	12	16
8	1	0	1	3	5	8	0	0	0	0	0	0	3	5	8				1	3	4	5	8	13
9	1	1	2	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11				3	2	5	6	12	18
10	1	0	1	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5				1	2	3	3	6	9
11	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3				0	6	6	0	13	13
12	2	0	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3				2	0	2	4	3	7
13	1	4	5	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8				1	7	8	2	19	21
14	3	2	5	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	-	4	4	3	2	5	6	11	17
15	1	0	1	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0	2	2	1	5	6	2	18	20
16	0	0	0	1	13	14	0	0	0	0	0	0	1	13	14	0	1	1	1	1	2	2	15	17
17	0	2	2	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	2	2	0	4	4	0	14	14
18	1	1	2	1	2	3	0	0	0	0	1	1	1	3	4	0	3	3	1	3	4	3	10	13
19	1	2	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	1	1	1	4	5	2	17	19
20	1	3	4	1	7	8	0	0	0	0	0	0	1	7	8	0	4	4	1	5	6	3	19	22
21	2	1	3	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9	9	1	15	16	4	3	7	7	28	35
22	0	6	6	4	7	11	0	0	0	0	0	0	4	7	11	0	7	7	0	5	5	4	25	29
23	4	4	8	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	3	3	1	15	16	6	25	31
24	4	1	5	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11	0	1	1	4	5	9	10	16	26
25	0	4	4	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	7	7	0	8	8	1	22	23
26	4	2	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6	6	0	5	5	4	19	23
27	4	3	7	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5	3	7	10	4	9	13	12	23	35
28	5	4	9	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	6	7	6	5	11	12	23	35
29	6	1	7	2	2	4	0	0	0	0	0	0	2	2	4	0	7	7	4	6	10	12	16	28
30	2	2	4	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	9	12	0	4	4	6	16	22
令和元年	1	3	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2	11	13	0	10	10	3	27	30
2	3	0	3	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	10	1	1	2	5	10	15
合 計	-	84	-	-	377	-	-	31	-	-	1	-	-	409	-	-	105	-	-	260	-	-	858	-

個別労働紛争あつせんは平成十四年四月から業務開始

注) 昭和47年の( )内は、復帰前の申請件数で内数である。



---

---

沖縄県労働委員会年報

令和2年版

発行 令和3年3月

編集 沖縄県労働委員会事務局

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098(866)2551 FAX 098(866)2554

ホームページ 「沖縄県労働委員会」で検索

Eメール [aa160008@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa160008@pref.okinawa.lg.jp)

---

---